

滝川市介護職員資格取得支援金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝川市内の介護サービス事業所において介護サービスに従事する介護職員の人材確保と資質の向上を図るため、介護職員の上位資格取得に必要な研修の受講料等に対する支援を目的として実施する滝川市介護職員資格取得支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所 介護サービス事業者が事業を行う事業所又は運営する介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。次号において同じ。）であって、市内に所在するものをいう。

(2) 介護サービス事業者 次のいずれかに該当する事業を行い、又は介護保険施設を運営する者をいう。

ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う事業を除く。）

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を行う事業を除く。）

エ 法第8条の2第12項に規定する介護予防地域密着型サービス事業

オ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業

(3) 介護職員 同一の介護サービス事業者が事業を行い、又は運営する介護サービス事業所において直接雇用し、3月以上継続して介護業務に従事している者をいう。

(4) 研修 次のいずれかに該当する研修をいう。

ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ又はロに掲げる研修であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るもの

イ 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得に係る研修

(5) 受講料等 研修の実施機関が受講にあたって定める受講料、テキスト代及び実習代をいう。ただし、補講等に係る費用及び手数料は含まないものとする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) その勤務する介護職員が受講し、修了した研修に要する経費の全部を負担した介護サービス事業者

(2) 介護サービス事業所に就労する介護職員であって、研修に要する経費の全部又は一部を負担しているもの

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支援対象者が、第6条に規定する支援金の交付の申請を行う日以後においても継続して、前条第2号に規定する事業を行い、若しくは介護保険施設を運営し、又は介護サービス事業者において就労する意思を有していない場合にあっては、支援金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による支援対象者等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあっては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等である場合にあっては、支援金の交付の対象としない。

（支援対象経費）

第4条 支援金の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 前条第1項第1号に掲げる者 当該介護職員が受講し、修了した研修に関し、実施機関に直接支払った受講料等又は当該介護職員に支払った助成金の額

（2） 前条第1項第2号に掲げる者 その受講し、修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等の額（国若しくは地方公共団体又は勤務する介護サービス事業者から受講料等に関する助成を受けている場合にあっては、当該助成に係る額を控除した額）

2 前項の規定にかかわらず、当該研修の修了日から1年を経過した場合にあっては、支援対象経費の対象としない。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、当該研修に係る支援対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が1人につき4万円を超えるときは、4万円）とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

（支援金の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、滝川市介護職員資格取得支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 受講した研修の種類及び受講料等の額を証する書類（パンフレット等）

（2） 研修の修了証明書の写し

（3） 研修を受講した介護職員の雇用証明書

（4） 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し

（5） 第3条第1項第1号に掲げる者が、介護職員に対して研修に係る助成金を支払っている場合にあっては、助成明細書の写し

（6） 第3条第1項第2号に掲げる者が、国若しくは地方公共団体又は介護サービス事業者から受講料等に対し助成を受けている場合にあっては、当該助成を受けたことを証する書類

（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を滝川市介護職員資格取得支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請に係る交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知には、滝川市文書事務取扱規程（平成4年滝川市訓令第3号）第19条第1項に規定する処理を行わなければならない。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、当該交付を決定をした日において当該交付に係る第6条に規定する申請書の提出をもって支援金の交付に係る請求書の提出があったものとみなし、交付決定者に対し支援金を交付するものとする。ただし、支援金の交付は、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修、それぞれに対し、受講者1人につき、1回を限度とする。

（支援金の交付の決定の取消し及び返還等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（2） この規則又は支援金の交付の条件に違反したとき。

（理由の提示）

第10条 市長は、支援金の交付の決定の取消し及び返還の命令をするときは、当該交付決定者に対してその理由を書面で示さなければならない。

（関係書類の整理）

第11条 交付決定者は、支援金の交付に関する証拠書類、帳簿等を整備し、これを支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

（施行細目）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

滝川市介護職員資格取得支援金交付申請書兼請求書

滝川市長 様

申請者 住所
氏名（代表者名）
（連絡先



滝川市介護職員資格取得支援金交付規則第 6 条の規定により、支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請及び請求します。なお、必要な場合、滝川市が申請者の情報を関係機関へ照会することについて承諾します。

申請（請求）額		円									
対象研修		※該当する□に✓を入れてください。 □ 介護職員初任者研修 □ 介護福祉士実務者研修									
振込先	金融機関名		銀行 金庫 組合							本店 支店	
	口座種別	1 普通 2 当座		口座番号							
	フリガナ										
	口座名義人										
添付資料		・受講した研修の種類及び受講料等の額を証する書類（パンフレット等） ・研修の修了証明書の写し ・研修を受講した介護職員の雇用証明書 ・研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類									

年 月 日

滝川市介護職員資格取得支援金交付決定通知書

滝川市指令第 号
(滝 第 号)

様

滝川市長 印

年 月 日申請（請求）のあった滝川市介護職員資格取得支援金の交付について、次のとおり決定したので、滝川市介護職員資格取得支援金交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 交付決定額
- 2 振込日
- 3 振込口座